

カーボンニュートラルの実現に向けたカーボン・クレジットの
適切な活用のための環境整備に関する検討会

(第2回)

議事録

日時 2022年2月14日(月曜日) 10時～12時

場所 WEBによる開催

議題

- (1) 開会
- (2) 事務局資料説明
- (3) 討議
- (4) 閉会

議事内容

○井上調整官 それでは、定刻になりましたので、ただいまよりカーボンニュートラルの実現に向けたカーボン・クレジットの適切な活用のための環境整備に関する検討会を開催いたします。本日は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、Teamsによるオンライン開催とし、委員の皆様にもオンラインにて御参加いただいております。また傍聴はYouTubeLiveによる配信で行います。

委員の皆様、本日は御出席いただきまして、誠にありがとうございます。経済産業省産業技術環境局環境経済室の井上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議事に先立ち、毎回のことですが、お願い事項を申し上げます。本日の委員会での御発言等につきましては、記録を残すため録音させていただいております。あらかじめ御了承ください。また、本日の審議は公開とさせていただき、議事については議事概要をホームページ上に公開しますので、その旨、御了承願います。

次に、本日の配付資料について御説明いたします。

資料3、4として事務局の説明資料をお送りしております。同じ資料をTeamsの画面にも投影しておりますので、こちらも御確認ください。もし資料やTeamsについて不具合等

がございましたら、Teamsの挙手機能、またはチャットでお知らせください。

本日御出席の委員の方の御紹介ですが、時間の都合上、委員名簿を配らせていただきますので、それをもって代えさせていただきますと思います。

また、オンラインにて、オブザーバーとして、環境省、金融庁、農林水産省、林野庁、国土交通省、日本取引所グループ、東京金融取引所からも御参加をいただいております。

本検討会の開会に当たりまして、梶川環境経済室長より御挨拶をいただきます。梶川さん、お願いします。

○梶川室長 おはようございます。経済産業省の梶川です。カーボンニュートラルのためのこのカーボン・クレジットの検討会ですが、12月に第1回目を立ち上げさせていただきました、今回2回目ということでございます。この検討会ですけれども、なぜ開催するのかというところで、もう一度おさらいです。

まず1つは、カーボンニュートラル、このニュートラルという定義の中は、やはり人為的な残余の排出と人為的な除去・吸収が均衡するというのがニュートラルという世界です。そのときに、残余の排出と吸収・除去をする主体が必ずしも同じではないというときに、クレジットという形で一定の経済価値にしてやり取りが起きるという世界観が、恐らく2050年の手前ぐらいから始まっているだろうということ。

あともう一つ、カーボンニュートラルに向けて様々な課題があると思いますが、やはりいろいろな削減の取組を効率的に、あと網羅的に様々な産業でやっていくということを考えたときに、こういったクレジットの活用をしっかりと位置づけていくことは意味があるのではないかと考えているというのが2点目です。

3点目は、カーボンのクレジットの価格がしっかりと出てくることによって、シグナリングが出てくる。それによって投資が促進されるということもあると思っております、この辺りについてカーボン・クレジットの位置づけや意義をしっかりと確認した上で、国内外でどういう形で活用できるのか、もしくはどのように創出できるのかというのを御議論いただきたいというのが、この検討会の趣旨でございます。

今回2回目ということで、1回目から2回目の間に業種別ヒアリングということで、1月から2月の初旬まで8回程度、それぞれの企業の方のカーボン・クレジットに対する課題感や期待をヒアリングさせていただきました。実際にこの研究会の委員の方にも積極的に御参加いただきまして、それぞれの企業の持つ悩みもいただいたかと思っています。本日の議論の中で論点として挙げさせていただいていますが、企業の実際の活用を考えると

きに、どういう方向性があり得るのかということもしっかり御議論いただければと思っています。

また、今日はもう一つ、カーボン・クレジット・レポートの骨子というものも提示させていただきたいと思っています。もともと1回目の12月時点では、この段階で文章も含めたものを御提示するというイメージでしたが、先ほど申し上げた業種別のヒアリングをしっかりと聞くと、それぞれの課題について方向性、骨子を御提示した上で議論いただくのがいいのかなと思っています。そこで、本日は骨子の中を議論いただいた上で、次回、3月になると思いますが、その時にいろいろな方向性とか具体策も含めて御提示するようなスケジュール感に少し変更させていただきたいと思っております。

本日は結果的に雪が降らなくて、こちら側のオペレーションが安定してできたのでよかったのですが、忌憚のない御意見をいただけると大変ありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○井上調整官 ありがとうございました。

それでは、以後の進行は有村座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○有村座長 よろしくお願いいたします。有村です。最初の議題、業種別ヒアリング議事要旨に入りたいと思います。今、室長からあったように、第1回から第2回の短い時間の間、インテンシブにいろいろと取りまとめをしていただきました。ヒアリングに御対応いただきました各社、自治体等、皆様、御協力ありがとうございました。また、事務局も御苦労さまでした。あと、御参加いただいた委員の皆様もありがとうございました。それでは、参考資料1について事務局より御説明をお願いしたいと思います。

○佐藤補佐 経済産業省環境経済室の佐藤と申します。ただいまより参考資料1、業種別意見ヒアリング議事要旨について御説明させていただきます。

1ページにございますとおり、今回、1月から2月にかけて、様々な事業者の皆様に御協力いただきながら、本クレジット検討会の論点について御議論いただきました。計8日で9回、合計で8時間半のヒアリングを実施いたしました。こちらは委員の皆様にもオブザーバーとして一部御参加いただきつつ、各事業者からそれぞれの論点について御意見を表明いただき、個別の取組について御紹介いただく等して、ヒアリングを実施いたしました。

2ページをめくっていただきまして、今回、このヒアリングの中では、主には4つの論

点があったと思っています。もちろん様々な御意見、御説明があった中で、事務局として主な論点としては2ページに記載の4点があるのだろうと思っています。本日は、まずこの4点について御紹介させていただきつつ、3ページ以降に個別のヒアリングについての概要も御説明させていただいていますので、こちらに触れさせていただく形で説明をさせていただきたいと思います。

まず2ページ、業種別ヒアリングにおける主な論点として、4点掲げております。

1つ目は、1番目にございますとおり、相当調整のなされていない海外ボランタリークレジットを活用する際の品質の担保についてという論点です。こちらは右側にございますとおり、金融機関の皆様からのヒアリングの際において、特に海外ボランタリークレジットを活用する際、そのクレジットの品質については、こういった形でどの主体が担保して認証するか、こういったことを整理することがクレジットの使いやすさの観点でも必要なのではないか、こういった御意見をいただきました。

2つ目、相当調整のなされていないボランタリークレジットの国内制度における直接排出への適用、これが2点目の論点だと思っています。特にエネルギー業界の皆様からは、相当調整のされていないボランタリークレジットというところについて、当初は相当調整されているようなNDCに貢献できるようなクレジットの創出量が少ないことから、移行期においては相当調整されていないボランタリークレジットについても、ある種、国内制度の中で評価をするような枠組みにすべきではないか、こういった御意見をいただきました。一方で、別のヒアリングにおいては、ボランタリークレジットは、例えばJCMのようなNDCの中での削減効果が認められているようなクレジットとはすみ分けをしっかりと行うべきではないか、こういった意見もございました。ここはある種、ヒアリングの中で異なる2つの方向性の御意見があった点だと思っています。

3つ目、カーボン・クレジットを製品、サービスに付して、またそれらの環境価値を訴求する際の表示についても論点として挙がりました。オブザーバーとして御参加いただいた検討会の委員からは、クレジットでオフセットした製品について、カーボンニュートラルといったような評価をする際には、ある種、科学的観点からは問題があるのではないかとといった問題提起もございました。また、クレジット需要家の立場としての航空事業者の皆様からは、クレジットの活用の開示ルールが整備されていることが活用側からしても望ましいのではないかと、こういった御意見をいただいたところであります。

最後、4つ目ですが、技術ベースでの除去クレジットや自然ベースでのブルーカーボン

等の新しいクレジット創出の促進への期待も多く御意見をいただいた部分でございます。

これは第1回の論点でも事務局から提示をさせていただきましたとおり、これからカーボンニュートラルに移行していくに当たって必要になると考えられる吸収、もしくは除去系のクレジット、こういったものを促進する観点からは、新しい枠組みを構築すべきではないか。または、足元、そういった少しコストの高いようなクレジットについて、なかなか創出側がリスクを取れない部分については、例えば政府の買取り保証を導入する、その他、価格の予見性向上等の工夫をすべきではないか、また、そもそもそういった取組については補助金等によるインセンティブをつけるべきではないか、このような御意見もいただいたと思っております。

以上がヒアリングにおいて複数論点をいただいた部分、もしくは異なる方向性での御意見をいただいた部分を御紹介させていただきました。

3ページ以降は、今回実施をした9回、計8日のヒアリングについての概要を記載させていただいております。赤字部分に沿って概要を御紹介させていただければと思います。

3ページ、ガスセクターの事業者様からのヒアリングについての内容です。こちらは先ほどの論点のところでもありましたが、時間軸、代替手法等を考慮して、ボランタリークレジット等の評価について前向きに検討していただきたい、こういった御意見をいただきました。特に具体的に、国内制度において温対法等での直接排出に対してのこういったボランタリークレジットの適用の評価についても積極的にすべきではないか、こういった御意見をいただいた部分であります。

また、クレジット活用の価値訴求の部分についても、先ほど申し上げました論点に沿って、カーボンニュートラルの定義等についての様々な議論があることを前提として、ネーミングの在り方についても検討を深めていきたい、こういった御意見もありました。

最後に、やはり今、クレジットを活用されている立場として、企業各社が自主的に行っている活動、取組の内容を否定したり阻害したりすることがないようにしていただきたい、こういった足元での取組への評価といった観点でも御意見をいただきました。

一方、4ページでございます。エネルギー（その他）と記載をさせていただいておりますが、具体的に言うと日揮ホールディング様からのヒアリングの内容でございます。むしろこちら側ではJCM等のプロジェクトに関わっていらっしゃる立場として、幅広い国が活用できるような相当調整されていないボランタリークレジットと、ある種、NDCに貢献できるようなJCM、これについては明確に分けて取り扱うべき、両者のすみ分けを明

確にして、そのアプローチをそれぞれ変えるべきではないか、このような御意見をいただいた部分でございます。

続きまして、5 ページ目は、金業界の皆様から御意見をお伺いしました。こちら冒頭の論点でもございましたとおり、クレジットの品質について、こういったものがグローバルコンセンサスに沿う内容になるように、誰かが担保し認証する仕組みが活用の観点から望ましいのではないか、こういった御意見をいただきました。

また、新技術の促進、普及に関しては、今の現段階であるような初期費用の補助だけではなく、オペレーションの部分のコスト面の対応、こういったものを、クレジットを創出するような仕組みを活用して補助していくことも必要ではないか。また、その際には、価格形成メカニズムの明確化、もしくは政府による買取り等、価格の予見性向上のための措置が必要ではないか、こういった御意見もいただきました。

また、本検討会の論点の1つであるカーボン・クレジット市場の具体的な設計についても御意見をいただきまして、銘柄間の比較がしやすい形式が望ましいのではないか、もしくは、取引所で取引するメリットについてももう少ししっかり整理して公表すべきではないか、こういった御意見をいただきました。あわせて、こういったクレジットが流動性を高めて広く活用されるためには、クレジットに関する会計基準のような考え方についてももう少し整理をする必要があるのではないか、こういった御意見もいただいたところでございます。

続きまして、6 ページでは、本日もオブザーバーとして御参加いただいております取引所の皆様から御意見をお伺いしました。特にカーボン・クレジット市場の設計という部分では、具体的な論点も含めて御意見をいただきましたが、クレジットの需要量、供給量に関するデータがしっかり市場に開示されること、また、それらがある種、適切に価格づけがされるといったことが外部にも認識できるような制度設計とすることが必要ではないか。また、クレジットの取扱いには、現状のある相対取引と、ある種コモディティ化して流動性を高めたような取引、様々なニーズがある中で、取引所の在り方としても、需要家が希望するようなクレジットを探しやすくするような工夫も必要ではないか、こういった市場の設計についての御意見をいただいたところでございます。

続きまして、7 ページは、商社の皆様に実施したヒアリングの御意見をまとめております。クレジットの種類と性質の整理という観点で言えば、日本の将来の削減を見据えてカーボンニュートラルに向けて吸収・除去に必要な新しい技術、これは例えばCCUS、水

素、アンモニア等、具体的に言及いただきましたが、これらを促進するような制度設計が必要ではないか。一方で、そこに向けた移行の段階では、必ずしもこういったクレジットだけでは供給量が少なく、適切に排出削減の取組を進める観点からは、回避削減系の省エネのようなクレジットの活用も可能となることが望ましいのではないかと、こういったクレジットの種類に関する使い分けの御議論をいただきました。特に国内各種制度においても、実態に即した対応が必要である、こういった御意見をいただいたところでございます。

また、クレジット活用の価値訴求という観点では、外部からは、クレジットの品質を適切に担保しない場合には、一種のグリーンウォッシュと受け止められるリスクが存在している点にも注意が必要ではないか、こういった御意見をいただいたところでございます。

新技術、行動変容の促進という観点でも、特にCCUS技術の活用、こういった日本の目標達成に向けた重要なファクターについては、補助金等によるインセンティブが必要である、こういった御意見をいただきました。

8ページにまとめておりますのは、航空事業者の皆様からの御意見です。航空事業者の皆様は、ICAOのCORSIAという国際的な仕組みの中で、クレジットの需要家の立場としての御意見をいただきました。事業者が活用したクレジット、またそれらが利用する顧客でどういった排出削減がされるのか、事業主体の企業のScope 1と利用企業のScope 3との関係性、こういったものがクレジットの活用の観点で整理されることを期待している。また、いずれにせよ、こういった事業者がクレジットを活用した際の開示ルールも整備させることが望ましいのではないかと、こういった御意見をいただきました。

また、クレジット市場の設計に関しては、足元での相対取引は価格の適正性が不透明であり、クレジット市場が創設され取引価格がオープンになることを期待する、こういったお声もいただいたところでございます。

最後、ヒアリングの中では、必ずしもクレジットといった枠に入らないような取組も含めて、川崎市さん、神奈川県さん、ジャパンプルーエコノミー技術研究組合さん、ドリームインキュベータさん、そして大阪・関西万博の事務局の皆様から御意見をいただきました。こちらそれぞれを取組を御紹介いただきまして、それぞれの資料は参考資料として別途つけておりますが、例えば川崎市さんの独自の取組としての低CO₂川崎ブランド、川崎メカニズム認証制度、こういった取組の中では、大企業だけではなく中小企業にも取組への関心が広がっている、こういった内容を御紹介いただき、ジャパンプルーエコノミー技術研究組合さんからは、ブルーカーボンといった新しいCO₂吸収源としての価値を、

J ブルークレジットという形でやり取りする際の課題感であるとか、足元でのニーズといったものを御紹介いただきました。

神奈川県さんも、森林再生パートナー制度といった企業に向けた取組を御紹介いただきつつ、大阪・関西万博さんからは、個人の行動変容という観点でのクレジットの活用の重要性を御説明いただいたと思っております。

ドリームインキュベータさんからは、カーボンニュートラルの実現の中での森林吸収源が非常に有望ではないか。一方、これらを創出量や評価対象も含めてより拡大していくための枠組みの変更の必要性を御説明いただいた部分であります。

詳細につきましては、参考資料として、各ヒアリングの際に事業者の皆様から御提出いただいた資料についても添付しておりますので、そちらも御参照いただければと思います。ぜひオブザーバーの皆様にはこのヒアリングの内容を踏まえての御質問等もこの後いただければと思っております。

私から参考資料1について御説明させていただきました。

○有村座長 御説明ありがとうございました。

それでは、これまでの説明について御意見、御質問等がございましたら、チャットまたは挙手機能にて意思をお示しいただければと思います。私より指名をいたしますので、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。委員の皆様には幾つか時間の範囲内でそれぞれ御参加いただきまして、既にもういろいろヒアリングで内容をお聞きの委員も多いかと思いますが、今回初めて聞く業種の件などもあると思いますので、御意見などあれば賜りたいと思います。小田原委員、よろしくお願いいたします。

○小田原委員 I N P E X、小田原でございます。資料3、3頁目における論点A「相当調整のなされていない海外ボランティアクレジット活用時の品質の担保」についてですが、この議論をするときに、クレジットをどういう目的で使うのかというところで議論が大きく分かれるところだと思います。国内制度等一定のコンプライアンス制度に基づいて使うときの品質なのか、民間企業が自主的に設定しているネットゼロ目標に対して自主的に使う品質なのかを分けしてお考えいただきたいと思っています。

特に石油・ガス開発業界のグローバルな業界団体IPIECAに参加しております石油・ガス開発業者のうち、29社がScope 1、2、あるいは3を含めて自主的にネットゼロ目標を設定しています。各社がそのネットゼロ目標をどのように達成するかが業界の大きなテーマになっています。メンバー各社は目標達成のためにクレジットによるオフセットを活用す

る場合は、そのクレジットの品質基準(相当調整の有無を含め)を自ら定め、その企業としてのクレジット活用方針(コーポレートフレーム)を開示し、その方針自体がマーケットの評価を受けるという前提で取り組んでいるところでございます。

各社がその基準を定めるにあたって、SBTネットゼロスタンダードや、策定中のTSVCMのCCP、及びVCM i等を参照しているところです。

このような民間のアプローチと、国としての何らのコンプライアンス制度に活用する相当調整なしクレジットの扱いは、分けて考えていただければということを申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

○有村座長 小田原委員、ありがとうございました。相当調整などに対する考え方について御意見をいただいたところだと思います。そのほかの委員で御意見、コメント、御質問などありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。今回のヒアリングを通じて相当調整、NDCへの貢献というのは1つ大きなキーワードで出てきて、また時間軸などについてもかなりいろいろ業界別に意見が出てきたと理解しております。

上野委員、よろしくお願いいたします。

○上野委員 本日もよろしくお願いいたします。この後の資料3で議論すべきところは、後ほどそちらで述べようと思いますが、資料3で必ずしも扱われていない論点の指摘をしておきたいと思います。

1つは、パリ協定の6条4のクレジットについて、ヒアリングの際に、2回くらいお伺いしたと記憶しています。基本的には、海外ボランタリークレジットのうち、相当調整がなされるものについては直接排出に使える、具体的には温対法のSHK制度の調整後排出量の調整や、GXリーグも含めてだと思いますが、その扱いと基本的には同じであって、さらにはJCMクレジットも同じ扱いだと理解しています。JCMのクレジットの位置づけと海外ボランタリークレジットの位置づけが定まれば、6条4のクレジットもそれと差をつける合理的理由がそれほどあるように思えませんので、同じ扱いになるのかなと思うのですが、1つだけ注意すべきなのは、昨年のコッパ26で、プレ2020のクレジットを初回のNDCについては相当調整なしで使えるという合意がある一方で、日本政府としては、プレ2020のクレジットをNDCの達成に使うということは想定していないという立場を表明しているので、それとの整合性は大事で、そこはきちんと塞いだほうがいいのかと思っています。

取り急ぎ、以上となります。

○有村座長　上野委員、ありがとうございました。御指摘のとおり、この後、レポート等については具体的な論点が出てきますが、それ以外で新たな論点としてお話しいただきました。ありがとうございました。

そのほかの委員の方は、特に御意見、コメントなどございませんでしょうか。いいですかね。

今回、業界ごとに置かれている状況や課題が違うということがかなり明確になって、非常に参考になったヒアリングであったと理解しております。金子委員、よろしくお願いします。

○金子委員　ありがとうございます。相当調整されていないクレジットの直接排出への適用が論点の1つとして挙がっておりますので、これに絡んで、私ども銀行で事業会社のお客さんと会話をしているときの実感をコメントさせていただければと思います。

昨今、多様な事業会社さんにおいて、サプライチェーンの排出量についてのデータ提出や、納入先、販売先から製造工程での排出を求められるという形で、サプライチェーンの排出量というものに非常に関心が高まっているという認識をしております。銀行でCO₂見える化のデジタルツールなども提供を始めようとしており、こういったものに対する事業会社さんの関心は非常に高いです。また、夏頃、新聞報道で出ておりましたけれども、環境省さんが捉えられている事業所の排出の数字もこれから範囲や頻度をより上げて、捉える範囲を拡大されていかれると理解しておりますので、そういったところからすると、NDCの削減に貢献するということも非常に重要ではありますが、事業会社さんはそれ以外のサプライチェーンに沿ったあらゆる排出の削減に向けて対策をしないといけないというプレッシャーにさらされているなど非常に痛感しております。

そういったプレッシャーに対して、いろいろなお取組をされる中で、ボランタリークレジットの活用みたいなものも選択肢に入ってくると理解しておりますので、こういった様々な努力が評価されるような仕組みでサポートいただけるといいのかなと思っておりまして、現状のNDCの削減に効くか効かないかという定義のところの議論にこだわり過ぎても、実態と離れてくるのではないかという感覚を持っておりますので、コメントさせていただきました。

以上です。

○有村座長　金子委員、ありがとうございました。NDCの議論とはまた別に、現場としてはサプライチェーン排出量の計測、見える化などいろいろな課題があって、そちらの

視点からのクレジットのニーズもあるということを改めて御指摘、御確認いただいたところだと思います。

そのほかの委員の方、いかがでしょうか。かなり資料が膨大になるので、この場で全部を見て認識するというのも簡単ではないと思いますが、もし何かありましたら御意見を賜りたいと思いますが。

特にないようでしたら、次の議題2のほうに移りたいと思います。もし何かまたお気づきの点があれば、後で伺うことも可能かと思えます。

それでは、議題2、カーボン・クレジット・レポートの論点及び骨子について、資料3及び資料4について事務局より御説明をお願いいたします。

○佐藤補佐 改めまして、環境経済室の佐藤から御説明させていただきます。まず、資料3に沿って本日の検討について御説明させていただければと思います。

資料3の1ページを御確認ください。業種別意見ヒアリングを踏まえたレポートの方向性というところでございまして、第1回の検討会の中でも御説明させていただきましたとおり、本検討会の1つの目的は、カーボン・クレジット・レポートという形で、日本においてカーボン・クレジットを排出量削減と経済の成長に資する形でどのように適切に利活用していくか、こういった観点での方向性を示すレポートを取りまとめる、こういったところを目的の1つとしているわけですが、こういった観点で、第1回で示した論点については、ヒアリングの中でも様々な御意見が表明されたのだらうと思っています。

一方で、2つ目のポツにございますとおり、こういったカーボン・クレジットを活用した取組、オフセット活動に対しては、そういった活動を実施する産業界から、国内制度も含めて広く評価されることに対する期待を示す声が、クレジットの種類にかかわらず、全般的には多かったのだらうと思っています。一方で、国際的には、カーボン・クレジットを活用したような排出のオフセットについて、その手法の正当性やモニタリングの適格性等の観点から、一部のNGO等から批判的な意見が表明されていることも事実であると思えます。

このため、クレジット・レポートを取りまとめるに当たっては、一定の懸念点や留意事項についても適切に考慮に入れた上で、カーボン・クレジットの適切な活用がどのように世界全体のカーボンニュートラルの実現と、その中で日本も含めた経済成長に貢献することができるのか、こういった点を検討していくことが重要だろうと考えます。

よって、本検討会のアウトプットとしてのレポートについても、日本国内の個別制度に

おけるクレジットの位置づけについて整理するだけのものではなくて、むしろ、国際的なカーボン・クレジットの取扱いに係る議論の前提を踏まえて、それらの議論においても十分に参照可能なカーボン・クレジットを活用するに当たっての基本的な考え方、またそれを踏まえた政策の方向性を併せて示すことによって、国内のプレーヤーによる適切なカーボン・クレジットの利活用を促していく必要があるのではないかと考えております。

本日もこういった前提にのっとして、ある種、国内制度の位置づけだけではなくて、より上段の基本的な考え方も示すといった観点で議論していただければと考えております。

2 ページ目をお願いします。2 ページ目は、第1回の検討会の資料より再掲させていただいております。12月においては、取引活性化に向けた課題に合わせて、論点を6つ整理いたしました。自らの削減との関係の整理、クレジットの種類と性質の整理、また、国内各種制度での取扱い、クレジットを活用する際の価値訴求、新技術、行動変容の促進という観点でのクレジット、また、カーボン・クレジット市場の基本設計、こういった6つの論点を提示したものであります。

3 ページを御確認ください。今回のヒアリングにおいては、この6つの論点をそれぞれ御議論いただいたわけではございますが、論点1と論点6については、ある種、大きな方向性については合意をいただいた上で、具体的な内容や、その示し方について幾つか御意見をいただいたのだらうと考えております。むしろ、論点2から5については、先ほどのヒアリング概要でもお示ししたとおり、右にあります論点A、B、C、Dのとおり、幾つかの追加的な論点、もしくはフォーカスすべき論点についてヒアリングを踏まえて抽出して、本日議論したいと考えております。

4 ページを御確認ください。左側にあります論点A、B、C、D、これは前ページの論点A、B、C、Dと対応しておりますし、先ほどの業種別意見ヒアリングの概要の中でお示した主な論点の4つにも対応しております。これらについて、一番右側に方針案として、事務局から今後レポートを取りまとめていくに当たっての方針を案として提示させていただいております。この後、カーボン・クレジット・レポートの骨子という資料4についても御説明させていただきますが、そういった骨子の中でも方針案については反映しておりますが、特にヒアリングで出た論点については、別途こういった資料3の形で御説明させていただきたいと考えています。

まず1つ目、一番上、論点Aでございます。相当調整のされていない海外ボランティアクレジット活用時の品質の担保について。こちらは先ほどの概要の御説明でありましたと

おり、金融機関の皆様とかからは、どの主体が担保して認証するかといったことについて整理をすべきではないか、こういった要望がございました。

レポートの中での方針としては、先ほど金子委員や小田原委員からの御指摘にもありましたとおり、様々な活用する際の目的とかその趣旨も踏まえて、あくまでもクレジットの活用側が一定の外部認証基準を参照する形で、自ら外部に対してクレジットの選定基準を示しつつ、そのクレジットの品質に係る説明を行う、こういった活用の在り方が重要ではないか。こういった考え方が必要だろうと思っています。

2つ目が論点Bでございます。相当調整のされていないボランタリークレジットの国内制度における直接排出への適用。こちら先ほど御説明さしあげたとおり、あくまでも、当初は相当調整がされているようなクレジット、NDCに貢献できるようなクレジットの創出量が少ないことから、移行期においてはこういったクレジットも適切に評価をすべきではないか、こういった御意見があった一方で、JCM等のクレジットとのすみ分けはむしろ適切に行うべきである、こういった御意見、双方いただいた部分でございます。

改めて事務局としては、これはあくまで国内制度におけるといった前提ですが、国内制度における直接排出の削減といった観点については、国の削減目標に対する貢献度であるとかMRVの正確性の観点から、相当調整がされたようなクレジット、もしくは国内で実施されたようなクレジットのオフセットに限定して、まさしくJCM等のクレジットと相当調整がされていないボランタリークレジットについては適切にすみ分けを行うべきではないかと考えております。

他方で、移行期間については、相当調整がされているクレジットは少量であることも踏まえて、相当調整されていないボランタリークレジットについても、一部国内制度においてもサプライチェーン排出への活用等、直接排出ではない在り方での活用を国内制度において認めてもいいのではないかと考えております。

続きまして、論点C、カーボン・クレジットを商品・サービスに付して環境価値を訴求する際の表示についてです。特にカーボンニュートラルといった表記については、ヒアリングの中でもオブザーバー参加いただいた検討会委員の方からも御意見、問題提起をいただいた部分でございます。こちらについては、ある種、今後、科学的論点や、各種用語の定義も含め、今後、国際的な議論が進展していく部分も見据えつつ、こういった具体的な表示についてはより深掘りした議論が必要ではないかと考えています。

ページめくっていただきまして、ページ番号5でございます。供給面からありました論

点D、技術ベースでの除去クレジットやブルーカーボン等の新しいクレジット創出促進への期待についてです。こちら先ほど御説明さしあげたとおり、こういった新技術を促進する観点からは、新しい枠組みや、もしくはこれらについて価格形成メカニズムの明確化、そのための政府による買取り保証等、価格の予見性向上のための制度が必要ではないか、また、具体的な補助金等によるインセンティブが必要ではないか、こういった御意見をいただいたところであります。

こちら、我々としては、まだ具体案、これから議論が必要だと思っていますが、いずれにせよ、技術ベースの除去クレジットであるとかブルーカーボンを含めた新しい吸収系のクレジット、こういった創出促進のためには、政府による何らかの後押しが必要なのだろうと考えています。

以上がヒアリングで出た論点AからDについてのレポートの中での大まかな方針案として提示をさせていただいたものでございます。

先に6ページへ進んでいただきまして、今後の検討の進め方というところでございます。本日、まさしく先ほど御説明さしあげたとおり、業種別意見ヒアリングの振り返りとともに、この後、御説明させていただくレポート骨子案についても併せて御議論いただければと思っております。この中では、先ほど申し上げた論点の方向性も含め、またこのレポートの中で触れるべき論点、もしくはその中の方向性について御意見をいただければと思っております。

これを踏まえ、3月中下旬に具体的なレポートの素案について提示をし、その後、レポート案については外部も含めて意見募集をして、5月、6月頃、第4回検討会を開催し、さらに検討を行った上で、来年の6月に以降にレポートを公表していくといったスケジュール感を検討しております。

それでは、この次のページに論点があるのですが、その前に資料4、カーボン・クレジット・レポートの骨子についても簡単に御説明させていただきます。

まさに先ほど資料3の中の御説明でも触れましたとおり、国内制度における位置づけだけを整理するものではなく、あくまで、カーボン・クレジットの適切な活用に向けた考え方も含め、広い観点で骨子を作成しております。こちらを基に第3回に向けて素案を作成したいと思っており、本日はこの中での論点等について漏れがないか、もしくはその方向性について違和感がないか、こういった観点で御議論いただければと思っております。

全体の構造としては、1、はじめに、2、カーボン・クレジットとは何かといったとこ

ろで、カーボン・クレジットに関する基本的な定義について触れ、3、カーボン・クレジットを巡る動向の中で、カーボン・クレジットの国際的な注目の高まり、また国内における注目の高まりについて整理をしたいと思っています。次のページです。その後、4、我が国におけるカーボン・クレジットの活用活性化に向けた課題のところ、カーボン・クレジットの活用に向けた課題を整理し、5、カーボン・クレジットの適切な活用に向けて、この中で我が国にとって、カーボンニュートラルに向けたカーボン・クレジット活用の意義を整理し、次のページで、最後のパート、そこに向けた具体的な方向性、またその具体策を整理する、こういった構造でカーボン・クレジット・レポートを取りまとめたいと思っています。

それでは、冒頭、2から、こちらも内容を簡単に御説明させていただければと思います。

まず、カーボン・クレジットとは何かといったところでは、そもそもこういったクレジットの利活用に関して議論するに当たって必要なカーボン・クレジットの定義、これは、そもそものキャップ&トレード型の制度との区分であったり、もしくはエネルギーの属性をやり取りするような証書との差異を整理した上で、この議論において取り扱うベースライン型のクレジットについての定義を明確にしつつ、2.2にありますとおり、外部基準を参照しつつ、クレジットにおける主要な特殊要件、例えば永続性だったり、追加性だったり、二重カウントの防止等も御紹介し、また、具体的な国内制度、もしくは海外におけるボランタリークレジット制度の紹介や、その中での方法論の種別、削減系と吸収・除去系の区別、自然ベース、技術ベース、こういった方法論の整理をしつつ、カーボン・クレジットとは何かといった観点について、教科書的な説明といったものもこのレポートの中で取りまとめたいと思っています。

その後、3、カーボン・クレジットを巡る動向のところでは、まず1つ目に、国際的な動向について整理をしたいと思っています。足元で昨年末にCOP26の中でパリ協定6条、先ほど上野委員からも論点として提示をいただきましたが、市場メカニズムの実施ルールに関しては合意がされた。この中でも、まさしく国際的なルールによってもクレジットのメカニズムが活用されている。これは非常に重要な論点だと思っていますので、この中での合意内容についてはしっかり整理をしつつ、そのルールに基づいたクレジットの活用のルールがどうなっているのか、こういった点を整理したいと思っています。

また、パリ協定のルールの外にも、ある種、ボランタリーな世界で国際イニシアティブの中での議論も進んでおりまして、GHGプロトコル、SBTi、TSVCM、VCM I

i、こういった様々な国際イニシアティブにおいてクレジットの活用についてどのように議論されているか、これもしっかり御紹介したいと思っております。

加えて、シカゴやシンガポール等、諸外国の取引所でもカーボン・クレジット取引、具体的にボランタリークレジットを中心に行っていますので、こういった動向も参考に御紹介したいと思っております。

加えて、こういったボランタリーなクレジットの動きが、各国のキャップ&トレード型のE T S等の規制制度、コンプライアンス制度の中でも、例えば特に除去・吸収系のクレジットについての位置づけが具体的に議論され始めている。こういった各国のコンプライアンス制度とクレジットとの関係も、足元の議論を整理したいと思っています。

加えて(5)、C O R S I Aのような国際民間団体が実施するクレジットの取組、(6)、個別の事業者が実施するクレジットの取組、こういった取組についても確認したいと思っております。

もちろん、3.2にありますとおり、我が国におけるカーボン・クレジットの動向についても、具体制度としてのJークレジットやJ C M、こういった制度が足元でどのような価格動向であるとか、創出量の目安が起きているのか、また、これらの活用を拡大するためにこういった取組が行われているのか、こういった取組を紹介しつつ、国内事業者の中でのクレジットの活用についても動向を整理したいと思っております。

この1から3までのパートをファクトパートとして、適切な情報の整理という観点からも取りまとめたいと思っております。

次のページ、4、我が国におけるカーボン・クレジットの活用活性化に向けた課題でございます。このパートでは、第1回の検討会でも御議論いただきました、我が国におけるカーボン・クレジットの活用の中での課題を、需要面、供給面、流通面の3点で整理したいと思っております。

需要面の観点では、先ほど御説明したとおり、Jークレジット、J C M等の国内制度によるクレジットだけではなく、海外由来のボランタリークレジット等、多くのクレジットが存在し、またその方法論も多様な中で、企業にとって、こういったクレジットをどのように活用すればよいか判断し難い。また、その価値を外部に訴求する方法も現状整理されていない。こういった点を課題として挙げたいと思っております。特に国内での制度の位置づけについて、十分整理されていないという点も課題だと思っております。

また、(2)供給面では、ヒアリングの中でも大きく論点として御議論いただいたとおり、

除去・吸収系のクレジットについては、足元、既存の方法論で発行されるものだけではクレジットの創出という形での推進の取組ができないものがある。また、それらについてはコスト面でも大きく課題があるため、足元の取組だけでは推進ができない、こういった点も課題だと思っております。

また、万博の事務局の皆様にもヒアリングの中で御意見をいただいたとおり、日常生活や地域社会における低炭素活動に着目したサービスの中で、クレジットを活用した促進策も余地としてあるものの、活用ができていない。そういった点は課題だろうと思っております。

最後に流通面でも、国内におけるカーボン・クレジットは相対取引が主であり、取引量であるとか価格が不透明な中で、クレジット価格が明示的なカーボンプライスとして機能していない。そのために、クレジットの創出についても投資回収予見性が高まらず、排出量削減、もしくは排出量吸収・除去の取組が進まない。こういった点も課題の1つだと思っております。

5、カーボン・クレジットの適切な活用に向けて。このパートでは、まず、先ほど申し上げた課題も踏まえて、その中においてもカーボン・クレジットを活用する意義について、3つの観点から整理をしたいと思っております。

1つ目は、カーボンニュートラル達成時における吸収・除去系クレジットの重要性です。これは冒頭、梶川室長からの御説明でも申し上げたとおり、2050年のカーボンニュートラルとは、人為的なCO₂排出量と人為的なCO₂除去量が釣り合っている状態であると。この達成のためには、当然、除去・吸収系のクレジットの活用が前提となっており、またこれらの創出も非常に重要となってくることが考えられます。このためには、足元において国内で除去・吸収系として流通されているような森林由来のものだけではなく、将来に向けた供給量の拡大という観点では、技術ベースでの除去クレジットやブルーカーボン等の新たなクレジットの活用が重要である。これが1つ目のクレジットの活用の意義だと思っています。

一方で、(2)にございますとおり、我が国の野心的な削減目標の達成に向けては、そこまでの移行の段階でも、広く様々な主体による排出削減にインセンティブが与えられ、また社会全体の幅広い取組の中で、限界削減費用が低いものから削減が進んでいくといった仕組み、メカニズムも必要なのだろうと思っています。まさにこういった取組を幅広く活用するという観点からは、再エネ、省エネも含む削減系のクレジットも適切に評価、活用

されるべきなのだろうと思います。これが2つ目の意義です。

最後、3つ目、こういったクレジットを通じて炭素削減価値に価格が付与され、取引量、取引価格が安定した段階においては、これらのクレジット価格が明示的なカーボンプライシングとして機能する。そういった機能した価格は、クレジットの創出を目的としない投資においても、事業計画やファイナンス計画において参照可能なシグナルとして機能する。これはつまり、排出削減の投資に対しての投資予見性が担保され、それらの取組を間接的にも推進する。こういったところもクレジットの活用においては非常に重要な意義の1つとして、整理をしたいと思っております。

また、こういった意義がある一方で、カーボンニュートラルに向けては、あくまでも自身の排出量の削減を着実に進めていく観点が重要であることから、自身による排出量削減が優先されて、その努力をしてもなお残る部分について、クレジットの活用が望ましい。こういった基本的な考え方も前提として整理をすべきだろうと思っています。

これらを踏まえて、このレポートの最後のパートとしては、カーボン・クレジットの適切な活用に向けた方向性と具体策を取りまとめたと思っています。本日の骨子においても、この部分は、ある種、方向性のみ記載をさせていただいている形になっておりますが、3月の取りまとめ、また6月の公表に向けては、この方向性の部分の具体化が非常に重要な検討事項だと思っています。この観点でも、方向性と具体策は需要面、供給面、また流通・基盤面、この3つの点で整理をさせていただきました。

1つ目、需要面では、カーボン・クレジットの多様性を踏まえた、活用の道筋の明確化を政策的な方向性として出していくことが必要だろうと思っています。ここでは、先ほどまさに御議論いただいたとおり、国内制度において活用されるクレジットについては、こういったクレジットが、こういったオフセットの対象について活用されることが望ましいのか、こういったことの整理がされる必要があろうと思います。一方で、国内制度における活用と企業による自主的なクレジット活用は別々で、しっかり切り分けて整理されるべきだろうと思っていますので、その2つについての活用の道筋を明確化する。これが需要面での1つの方向性だろうと思っています。

加えて、これもヒアリングで論点になりました、クレジットの多様性を踏まえた情報開示、これは必ずしも表示だけではなくて、カーボン・クレジットを活用したオフセットをする際には、そのカーボン・クレジットの付加価値であるとか、オフセットの対象となる事業活動に関する背景情報も含めた情報開示を推進していくことが望ましいだろう。こう

いった方向性を打ち出すことが重要かと思っております。

(2) 供給面は、第一に、我が国の排出量削減という観点からは、NDCに貢献するようなクレジット、いわゆるボランタリークレジットの観点で言えば、相当調整がされたようなものを創出拡大していくといった観点から、既存制度としてのJ-クレジットやJCMの供給量拡大策に適切に取り組んでいくことが必要な方向性です。

加えて、自然吸収、炭素除去といった将来に向けて新たに必要なクレジットについても創出を拡大していく必要がある観点からは、植林による森林吸収やブルーカーボンによる自然吸収系クレジット、またはDACCS、BECCSなどネガティブエミッション技術による炭素除去系クレジット、これらについてそれぞれ供給拡大策を議論していく必要があるだろうと思っています。

また、こういったクレジットの供給の観点では、日常生活における低炭素活動促進のためといった観点でのクレジットの創出や、そういったクレジットを活用した、ある種、自主的な取組が促進されることが望ましいだろうと思っています。

最後、流通・基盤面では、第一に、カーボン・クレジット市場を創設するといった政策の方向性をしっかり打ち出すこと。特にクレジットの価格が公示される形で広く取引される市場でありつつも、同時に、世界のESG資金が誘導され、脱炭素時代の情報ハブが日本に引き込まれる、こういったその他の価値も含めた観点で、市場の設計の方向性を打ち出すことが重要だろうと思っています。

また、こういった市場の中で、国際基準に合ったようなボランタリークレジットがどのように流通していくのか、こういった観点でも方向性を整理する必要がありますし、また、ヒアリングの中でも一部論点としてございました、取引安定性確保のためには、カーボン・クレジットに係る会計的な整理、もしくは法的、税務的な整理が明確化していくことが望ましいのだろうと思っています。

以上がカーボン・クレジット・レポートの骨子でございました。

資料が前後して恐縮ですが、資料3の最後、7ページを御確認ください。こういった論点も踏まえて、本日この後は下記のような論点について御議論いただきたいと思いますと思っています。

まず1つ目、カーボン・クレジット・レポートの基本的方向性について、今御説明したようなレポートの骨子、これ全体の構成であるとか方向性、その中でのメッセージについて違和感がないか、こういった点について御意見いただければと思っています。

2つ目が、ヒアリングの中での個別の論点について。特に論点A、B、C、Dと特出しさせていただきましたが、この中での方針案についてどのように考えるか。

また、その次のパートですが、論点A～Dの観点で、今後の方向性を、右側にも記載させていただいておりますが、どのように考えるか。特にレポートの具体策の議論に当たっては、特段参考にすべき事例、取組等あれば、ぜひ御紹介いただきたいと思っております。

最後に1つ重要なポイントとして、こういったレポートを活用した日本の考え方の発信は、国内のみならず、海外に対しても大変重要だろうと思っておりますが、その際に留意すべき点はあるのか。また、国際的に動きの速いこのようなクレジットの活用に関する議論について、このレポートを契機として、新しい論点、議論が整理されていくようなカーボン・クレジットのエコシステムがどのような形で形成されていくべきなのか、どのようにすれば形成されるのか、こういった点についても論点として提示をさせていただきたいと思っております。

以上のとおり、少し幅広い論点にはなっておりますが、ぜひ委員の皆様のお知恵をお借りしながら議論させていただきたいと思っておりますので、活発に御意見、もしくは御質問も含めていただければと思っております。事務局からの説明は以上です。

○有村座長 御説明ありがとうございました。

それでは、これまでの説明について御意見、御質問がございましたら、チャットまたは挙手機能にて意思をお示しいただければと思います。私より指名をいたしますので、御発言をお願いいたします。今、手を挙げていただいているのが、本郷委員、よろしくお願いします。

○本郷委員 御説明ありがとうございました。今、「議論頂きたいこと」が4点ありますけれども、全部一緒に議論するという理解でよろしいのでしょうか。

○有村座長 はい、それで大丈夫です。よろしくお願いします。

○本郷委員 分かりました。こちらの中で、レポートの骨子というのが説明されていて、これが非常によくまとまっているというか、全体的な方向性も示しているのかなと思っております。

それで、レポートの位置づけとして「教科書的な」と説明がありましたが、これがキーワードと私は理解しました。もしそうであるならば、産業にヒアリングをされた結果を見ても分かるように、意見というのが分かれており、また、取組に対する今回の検討への期待も分かれている、そういった意見の違いがあるということを明確にするということが大

事なのではないかと思います。

というのは、色々なレポートが海外でも出ておりますけれども、こうすべきだ、これが正しいのだというようなレポートは非常に多くあるのです。しかし、こういう考え方もある、ああいう考え方もあるのだというようなことを示すものはあまりないため、そういった点をきちんと示した上で方向性、こういう方向にしたらいいのではないかというような構成にさせていただくと、非常にいいのではないかと思います。

そうした中で、今回気になった点は、クレジットを使って目標を達成するときに、いかに問題なく、正しく使うか、そのための方法ということの議論がいろいろ出てきているのですが、クレジットの有用性についての説明が十分ではないようにみえることです。クレジットの特性として、これはCO2削減のインセンティブメカニズムだということもあるわけです。ブルーカーボンの話も出てきましたけれども、これはインセンティブの1つです。補助金もあれば、いろいろなインセンティブがあると思いますけれども、クレジットもインセンティブの一つであるというところを押さえていただいたほうがいいのかなという気がいたします。

それから、もう一つ、将来の話、例えば2050年における姿だけではなくて、そこにどうやって移行していくかというところがあると思います。経済産業省さんのほうから説明ありましたけれども、移行という言葉があるわけなので、移行期にどうやって進めていくのか。そういう意味では、ところどころ出てきましたが、省エネも非常に大事なのではないかと思います。クレジットの使い方の整理としてヒエラルキーアプローチを前回の議論の中で紹介されていましたが、ヒエラルキーアプローチの第一歩は省エネです。省エネを大事にするといったところも、もう少し書かれてもいいのかなという気がいたします。

また、全般的に関係する点で、情報開示というのが非常に大事なのだと思います。特にボランティアな取組の場合であれば、誰が判断するかといった時に、ステークホルダー、あるいはマーケットが判断するということですので、そういった人たちが独自に判断できるように十分な情報を出すというところを重視してはどうかと思います。これも佐藤さんのほうからきちんと説明されていました。その方向性をきっちり出していただければと思います。

個別の論点のところで言うと、相当調整のありなしのクレジットの使い方、サプライチェーンに使うというところ、そういう形で整理されていましたが、相当調整のあるクレジットとないクレジット、やはり同じではありません。しかし、両方とも世界全体としての

削減には役に立っているわけです。これは最初、小田原委員からもコメントあった点だと思いますが、同じではないけれども、それなりに評価するという方法の1つとして、サプライチェーンのオフセットという位置づけなのかなと思います。これは非常に合理的なのかなという気がいたします。

最後になりますが、今後の発信なのですけれども、全般的にこういう議論をすると、理想を追いかけるアプローチと、現実を重視するアプローチ、両方とも大事だと思うのです。あまりにも一方的にならないように、どちらかという今、世界全体の流れを見ると、理想的なものを追いかけるものの比重が高いように思っていますので、バランスという意味では、プラクティカルなものですよというところもぜひPRするような形で発信すると、独自性が出るのだらうと思います。

今回議論にはなかったのですけれども、情報開示をについて、日本で言う算定・報告制度のような報告制度というのも重要です、というようなメッセージも出してはいかがかと思います。

以上です。ありがとうございました。

○有村座長　本郷委員、ありがとうございました。

それでは、続きまして、小山委員、その後、上野委員という形で進めたいと思います。

○小山委員　ありがとうございます。小山でございます。よろしくお願いします。私も、今、投影いただいている点について、コメントさせていただければと思います。

まず1点目のレポートの骨子ですが、前半部分で教科書的にクレジットの海外動向を踏まえた状況を解説いただいている点については、とても有意義であると思っております。一方で、かなり動きの速い市場でもあると思いますので、今回1回きりではなくて、定期的なアップデートが必要なのではないかと考えております。

また、先ほど本郷さんからコメントもありましたとおり、現時点で明確に決まっていなところも多々あると思いますので、そこについては決まっていないことを明示的に記載するのも必要ではないかと考えております。

続いて、ヒアリングにおける個別論点というところで、3点ほどコメントさせていただければと思います。まず論点AとBのところは相当調整のなされていないボランティアークレジットというところで連動もしていますので、併せてコメントさせていただければと思います。

先ほどの小田原さんのコメント並びに事務局、佐藤さんの御説明の中でも、国の制度

で使うときと、民間が自主的に使うときと、分けて考えるべきであるという発言があったかと思いますが、私も同じように考えております。やはり国の制度で使う場合にはNDCの貢献というところで1つ区別がなされるのは自然であると思っておりますが、一方で、民間企業が自主的に使う部分については、特段制約を受ける必要はないと考えますので、クレジット市場を盛り上げていくという意味で、企業の自主的な相当調整のないボランタリー・カーボン・クレジットの活用については、一定の後押しが必要なのではないかと考えております。

また、論点Aのところでも議論されています質の担保というところについても、民間企業が自主的に使う分については、経産省さんの方針案で書かれているとおり、各企業がある程度自主的に解説をしながら使っていく必要があるかなと思っておりますが、もし国内制度に使われる場合においては、何かしら国の指針が必要なのではないかと考えております。

続いて、論点Cにつきましては、カーボンニュートラルの定義は、IPCCのガイドライン以外にも様々な定義がありますので、開示する企業がどの定義に基づいて開示しているのかというところを明確に説明していく必要があるのではないかと考えております。

最後に論点Dについてですが、新技術の促進に当たっては、もちろん技術開発自体も大事だと思いますが、加えて、確立した技術の立ち上がり期に何かしらのサポート、補助が政府からあるということも非常に重要ではないかと考えております。ヒアリングの記載にもありましたけれども、新技術を活用したプロジェクトのイニシャルCAPEXの補助だけではなくて、クレジットを買い支える目的でのOPEX補助等々含めた政府補助を活用しながら、官民一体となって普及していく必要があるのではないかと考えております。

最後に、レポート骨子の今後の方向性というところで、需要、供給については先ほど述べたとおりになりますが、市場の拡大というところで、やはり日本国内に限った話ではなくて、アジア太平洋を含めた海外との連携も必要ではないかと考えておりますので、参考になる事例としては、シンガポール政府のカーボンサービスハブも1つ良い例かなと思いますので、そういった取組を参考にしつつ、適宜連携しながら、日本だけではなくてアジア太平洋の1つのハブをつくっていくという発想もあるのではないかと考えております。

長くなりましたが、以上とさせていただきます。

○有村座長 ありがとうございました。

続きまして、上野委員、よろしくお願いいたします。

○上野委員 よろしくお願いいたします。では、個別の論点に1個ずつ話していきたい

と思います。

まず、今、投影いただいているレポートの基本的方向性については、御指摘のとおりで違和感ございません。

あと、ヒアリングの個別論点ですが、合計9回のヒアリングのうち8回参加させていただいたのですけれども、御参加された各社、各自治体、各団体の皆様、本当にいろいろ議論させていただきまして、どうもありがとうございました。心から御礼申し上げます。それを踏まえて抽出された論点のところだけ、コメントします。

まず論点A、クレジットの品質です。相当調整なされていないクレジットについては、ほかの委員の方々からも繰り返し御指摘がありましたように、基本的に国の制度に位置づけられないということだと思うので、残る活用方法は、民間企業の自主的な活用であり、活用側が自分の判断でクレジットの質を担保し、世の中に説明していく。それに対して評価を受けるということなのだと思います。そのため、ここに書かれているとおりでいいと思いますが、今後、クレジットを利用する企業の裾野を中小企業まで広げていくことを想定するのであるならば、ある程度何か参照になるようなものを挙げてもよいと思われる、そういう中でCORSIA適格やICVCMのCCPを例示しているのもいいのですけれども、これらの具体的な中身についても少しレポートの中で紹介したほうが、読み手にとっては親切なのかなと思うところです。ここは強くこだわるところではないです。基本的な考え方は方針案のとおりだと思います。

続いて、論点B、相当調整されていないクレジットの国内制度における直接排出への適用なのですが、これは国内制度が何を指すか次第というところもあるのですが、温対法のSHK制度の調整後排出量の調整を用いるということであるならば、繰り返し指摘しているのですが、やはり相当調整済みのクレジットであるべきで、それはJCMもボランタリークレジットも、あるいは先ほど申し上げた6条4パリ協定のクレジットも同じなのではないかと思います。

先月、JCMの実施要綱が改定されておまして、その要綱でも、相当調整を行うクレジットのみが調整後排出量の調整を用いることができるとされていて、それとも整合的なかなと思います。

GXリーグの直接排出の削減というのも同じことと考えております。

他方、温対法のSHK制度の中には、様式2、任意報告があつて、ヒアリングのまとめの中にも出ていたと思うのですけれども、その中で相当調整がなされていないクレジット

の利用を報告するという道があると思われます。今は、任意報告はあまり活用されていないらしいのですが、もっと積極的に活用していくのもよいのかなと思います。特にクレジットの活用量の情報は、これからPCAFなどの金融機関のポートフォリオ排出量の推定に対応する上で必要な情報になってきますので、そういったものが任意報告を通じて一括して取れるようになると非常に便利であり、そういう利便性が上がってくれば、様式2で報告するということの価値が、たとえ任意での報告であったとしても、上がってくるという意味で、相互にとってよいのではないかと思います。

ただし、そのときに残る論点が、クレジットを使ったのは誰かという点です。この点について、ずっと頭の中で混乱していたのですが、取組が先行しているLNGと組み合わせたクレジットについて、Verraのレジストリを細かく見てみました。見えてきたのは、クレジットを組み合わせたLNGについて、その天然ガスを使っている需要家ではなくて、燃料供給事業者が償却したクレジットの受益者としてレジストリに記載されていて、1件そうではないケースもあったのですが、これを素直に表現すれば、この方針案に示されているように、燃料供給事業者がクレジットをサプライチェーン排出に使っているということであって、したがって、そういう燃料供給事業者がクレジットを使いましたと報告するのかなと思います。

ただ、他方で、そういうクレジットと組み合わせられたガスなどの燃料を利用しているが、自身でクレジットを償却しているわけではないガスの需要家は、クレジットを組み合わせしていないガスを使っている需要家とはやはり異なる取組を追加的に行っているので、その価値はきちんと報告、訴求できるようにしたほうがいいのだと思います。それはクレジットを使いましたという形ではなくて、クレジットでオフセットされた燃料を使っていますという報告をするということだと思うのですが、どういうやり方をすると情報が適切な価値を持って報告され、訴求できるのかを、様式2なのか、それ以外なのか、まだ考えを詰められていないのですが、その区別がつくように何か考えるのは大事ななと思います。この点は私も次回までにしっかり考えたいと思います。

続いて、論点Cなのですが、検討会委員よりと書かれているのは、おそらく、私のことでありまして、この点について何度か議論させていただいたヒアリングの出席企業の方々に再度心から御礼申し上げます。

参考資料1に書かれているように、一部の参加者の方からは、ネーミングの在り方について検討を深めたいというコメントをいただいているのですが、私としては、カー

ボンニュートラルという表記を使うのは、累積CO₂排出量と温度上昇が比例するというパリ協定を支える科学的知見の根幹に関わる部分なので、それと整合的に、IPCCの第6次評価報告書の定義と合わせていくべきであって、したがって、除去クレジットと組み合わせる場合に限定すべきであると考えます。他方で、削減・回避系のクレジットと組み合わせる場合には、その行為に見合った別のネーミングのほうがよいのではないかという意見を持っており、そのことはヒアリングの場でも繰り返し申し上げました。

ただ、別のネーミングとして何がいかというのは、これでなければいけないというのは特になくて、基本的には、なさっていることの価値に見合った訴求の仕方ということに尽きるのですけれども、やはりそれぞれの企業の方々が自ら決めるものなのだと思います。ただ、少しだけ踏み込んでみますと、あえて自分で名づけるとするならば、トランジション期におけるクレジットによるオフセットなので、トランジションやオフセットといった言葉を使って、価値を訴求するのかなと思います。実際に海外には「カーボンオフセットLNG」というネーミングを使っているケースも存在しているようなので、そういうのも参考になるのかなと思います。

また、一部オフセットしているのではなくて、全部オフセットしているというところを強調するために、「全量」という言葉を組み合わせるのも一案かもしれないですし、同時に、除去系のクレジットと組み合わせるときは、本当にカーボンニュートラルなので、そういう場合にはちゃんとカーボンニュートラルをつけますということも同時にはっきりさせて、そこにプレミアム価値が乗るように自分だったらすると思いますが、あくまでこれはそれぞれの事業者の方々が最後は自分で判断することだと思います。

このカーボンニュートラルのラベルは、これまで環境団体から批判されることが多かったのですけれども、前回の検討会以降、1月から2月にかけて、例えば英国のオックスフォードエネルギー研究所や、米国の戦略国際問題研究所(CSIS)など、環境というよりはエネルギー全般に強い有名シンクタンクから批判的なレポートが出てきていまして、カーボンニュートラルLNGという名称も批判のポイントの1つになっています。私が見ている限り、この論点は状況が相当厳しくなっているので、速やかな対応が必要なのかなと思っております。

論点Dにつきましては、これもクレジットだけではインセンティブが足りないもので、何か追加の取組が必要というのは御指摘のとおりだと思いますけれども、具体的にいい案が今日までうまく作り切れなかったもので、また少し考えて、事務局の方々には御連絡をさ

しあげたいと思っております。

あと、次回の検討会までに具体策を議論するに当たって参考にすべき事例について、少しだけ話をしたいと思います。

1つは海外の取引所での先行する取組、先ほど小山さんからそういう例の紹介がありましたが、GEOや、TSVCMのコアカーボンプリンシプルと連動したバージョンのGEOであるC-GEOといったものがあるみたいなので、そういう事例を調べてみるのも大事なかなと思います。

あと、これも冒頭の金子委員のコメントとも重なりますが、国の制度に位置づけない相当調整なしのボランタリークレジット、あるいはCDMのCERもそうなのかもしれませんが、そういった国内制度に関連しないクレジットの使い道についていろいろ調べて、こういう使い道があるというのを整理してみると、国の制度のところに偏り過ぎない、バランスが取れると思うので、この点も大事なかなと思います。

最後に、細かい話なのですが、最近、サステナビリティ・リンク・ボンドの中で、そのボンド自体は目標を達成できないときにクーポンステップアップをするという仕組みなのですが、クーポンステップアップの代わりに、目標を達成できなかったときにクレジットを購入するというタイプが出ているようです。クレジットと組み合わせたサステナブルファイナンス商品があるというのも事例としては面白いかなと思っています。

長くなりましたが、以上になります。どうもありがとうございました。

○有村座長　　上野委員、多岐にわたる御意見、ありがとうございました。また、御自身に宿題も課していただきまして、どうもありがとうございます。また、たくさんのヒアリングに御参加、ありがとうございました。

続きまして、小田原委員、加藤委員の順番でお願いしたいと思います。小田原委員、よろしいでしょうか。

○小田原委員　　コメントさせていただきます。

今回のクレジット・レポートで強調していただきたいのは、今のカーボンクレジットの品質や活用法についての世界の議論がまだオンゴーイングであるということです。TSVCMのCCPもコンサルテーション文書すら出てきておりませんし、そのクレジットの活用の仕方を語るVCMIIについても、まだ準備段階にあるようです。それから、SBTネットゼロスタンダード等で、アボイダンスとリムーバルのクレジットの使い分けについての議論はされておりますけれども、それも必ずしもコンセンサスとして定着しているわけ

でもない。さらに言えば、来年になってからGHGプロトコルのカーボンリムーバルについてのガイダンスがさらに出てくる状況であるという、流動的な段階にあります。

加えて、相当調整について言えば、COP27でいろいろ詳細が決まってくるという段階にあるわけですから、このレポートを5月、6月に出す段階では、そういう世界状況にあるということを十分踏まえていただきたいと思います。

その上で、先ほどの資料3Page3の論点A「相当調整のなされていない海外ボランタリークレジット活用時の品質の担保」についてコメントさせていただきましたが、強いて言えば、「相当調整のなされていない」という言葉は要らないのではないかと思います。要するに、民間としてどういう方針で使っていくかということは、相当調整されているもの、されていないものについても、民間が自分の自社目標を達成するときの属性として使い分けるものであるという観点からすると、この論点の立て方自体が、「民間企業の海外ボランタリークレジット活用時の品質の担保」という形でもいいのかなと思っています。

一方で、我々は今取り組もうとしている、民間企業が自らクレジットの品質基準を定めるということはハードルの高い課題です。理由は、冒頭申し上げた各基準の最終形が、来年の第1クォーターぐらいになるまで見えないためです。加えて、それらの基準の発表を受けてステークホルダーがどう反応してくるかということも、これからウオッチしていかなければいけません。そういう現状認識にあるのだということを共有できればと思います。

ちなみに、当社としても、この基準については社内でいろいろ議論しておりますけれども、2023年1Qあたりに予定されているGHGプロトコルのカーボンリムーバルガイダンスを見てからでないと、当社の方針を最終化し発表することは難しいかなと考えています。

それから、資料3Page3の論点B「相当調整のされていないボランタリークレジットの国内制度における「直接排出」への適用」のですけれども、上野委員からありますように、我々も、ボランタリークレジットを使う場合、相当調整のないものについては、相当調整のあるものとの区別が必要とは理解しております。その上で、質の高いものについてサプライチェーンでScope3対応ということでアピールしていく仕組みを、様式2等を含めて検討を進めていただければと思います。これは上野委員と同じ考えであります。

その質の高いというところの議論ですけれども、このクレジット・レポートの骨子のどこにそれが入ってくるのかというのが、ちょっとよく見えないところがあります。強いて言えば、この5.1ぐらいなのではないでしょうか。私が言いたいのは、カーボン・クレジットの

品質を語るときに、そのカーボン・クレジットの大原則である、スタンダードが何であって、ベースラインが何であって、パーマネンスがどうであって、リーケージがどうか、そういう基準があるのだということをきっちり書いていただいて、それを認証機関がどういうプロセスで検証するのが望ましいのかという、その根本的なクレジットの品質に関する記載をも御検討いただきたい課題です。

その上で、カーボン・クレジットの属性を語るときに、ネーチャーという切り口が最近の議論では非常に重要視されてきていると思います。Task Force for Nature-related Financial Disclosuresが2021年に発足し2023年に完成する予定ですが、将来的にはTCFDとTNFDとの一体運用みたいな形もあるかと思っています。そういう意味で、カーボン・クレジットのネーチャーという属性の扱いについて、議論が進んでいくことについても書き込んでいただきたいと思います。それは、リムーバル、アボイダンスの二元論というが確立したものではなく、ネーチャーを基軸とした考え方もあることを紹介していただきたいのです。その辺、漏れのないようにしていただくほうが、国際的にこの報告書をアピールする上でも必要なのではないかと思います。

以上です。

○有村座長 小田原委員、ありがとうございます。

続きまして、加藤委員、その後、本郷委員、補足があるようなので、よろしくお願いします。では、加藤委員、よろしくお願いします。

○加藤委員 三菱UFJ銀行、加藤です。まず、レポート全体骨子については、違和感はないと思っています。ただ、このレポートの中で2点重要と思っていまして、1つは、先ほど小田原さんからもありましたが、時間軸だと思います。今、オンゴーイングで様々な議論が行われていますので、この議論が進むにつれて、時間軸の中で何が変わり得るのか、変わり得ないのか、その辺はしっかり理解していきたいと思っています。

もう一つは、目的かと思っています。特にグローバル企業も多い中で、海外投資家からどう見えるかとか、これがウォッシュにならないかとか、そういったことを気にする企業が多いと思います。このクレジット・レポートの使い方も含めた目的、加えて、国際基準にどう整合しているかどうか、もしくは国際基準と異なる部分があるのであれば、その背景も含めて丁寧に説明していく必要があるかと思っています。

加えて、この一番下のレポートの発信、メンテナンスのところにありますけれども、このレポートをもって何が目的かということを改めて考えると、使われる企業の皆様が安心

してクレジットを活用していくというところがすごく重要かと思っています。そういう意味では、既にある国内制度とどうリンクしているかどうかであるとか、少し先になると思いますが、取組事例というか、ベストプラクティスみたいなものがこのレポートに沿ってどう積み上がっていくのかというのも開示していくことによって、より広がっていくのではないかと思います。そういった先行きも考えていくことが重要だと思います。

論点AからDでコメントがあるところだけ言及させていただきます。まず論点Aのクレジットの質の担保についてです。ここは2つ意味があると思います。クレジットを例えば仕入れて誰かに売る可能性がある金融機関の立場で考えると、何を基準として参照しているかという質と、参照しているものに本当に沿っているかどうか、それを誰がチェックしているのかという質、この2点があると思っています。

前者については、クレジット活用側が選定基準を示すということで記載されていますが、やはり何か一定の基準、ガイドラインみたいなものを示していくことは重要だと思います。例えばこういったクレジットの使い方のときは、こういった基準に沿っていくといった、プラクティスなのか基準なのか、そういったものを示すことが重要だと思いますし、それがレポートの役割でもあると思います。

一方で、後者のほう、参照しているものに沿っているかどうかという点は、様々な事業者がいる中で、誰でもいいというわけではないと思っていますので、そこに対してどう考えるのかというところは、別に議論したいと思っています。

論点Bについては、皆さんおっしゃるところに近いと思いますが、私たちも様々な企業の皆様と接している中で、目的も様々だと感じています。国内制度を目的とされる方もいらっしゃるれば、自主的な取組として能動的に進められている方もいらっしゃると思いますので、このレポートが出ることによって一律にこうだと決めてしまって、目的に応じた自主的な活動を阻害することは避けたいと思います。企業の行動変容を促していくものであれば良いと思っています。

ただ一方で、何に貢献しているクレジットなのか、そこは重要だというのは十分理解できますので、やはりそれはしっかり開示していくことが重要ではないかと思っています。従って、透明性を持って、これはNDCに使われている、使われていないということも含めて開示していくことによって、活用の幅という観点では広く取れるのではないかということも一案かと思っています。

論点Cはそのとおりだと思います。

論点Dもそのとおりだと思いますが、金融機関の立場から、やはり価格も含めた予見可能性は極めて重要だと思っています。しばらくは価格のトラックレコードがない中で、トラックレコードができるまでの支えというのは何らか必要だと思います。特に技術ベースでの除去クレジットに関しては、イノベーション技術だと思いますし、私たちもこれからイノベーションに対するファイナンスを考えていかななくてはいけない中で、クレジットというのは活用できていると思っています。ただ、クレジット以外にも含めた様々な政策があると思いますので、そこは全体のパッケージの中で考えられるべき話だと思います。

以上です。

○有村座長 ありがとうございました。

本郷委員、補足のコメントがあれば簡潔にお願いして、その後、吉高委員にお願いしたいと思います。

○本郷委員 ありがとうございます。先ほど私は、意見が分かれているという言葉を使い、小山委員は、決まっていないことがありますという言葉を使ったのですが、もう少し補足すれば、今後に変化していく可能性があるということであり、また、状況によって変わっていくので、正解はないということなのではないかと私は思っています。

そういう意味では、誰がこれをいいと判断するのか、先ほど申し上げましたように、市場、あるいはステークホルダーが判断するということなので、情報開示をきっちりすることが大事です。そこを強調したいと思います。また、情報開示をすることによって、間接費用を抑えるという効果も期待できるのではないかと。特にこれから行動変容だとか少量の排出削減をどうやって支援していくかということを考えれば、間接費用を抑えていくということも大事であり、情報開示というのは対策の1つになり得るのかなと思います。

国際基準に合ったという表現について、国際基準といっても民間のイニシアティブ様々あり、考え方もみんなそれぞれ違いますので、どれか1つに合ったというよりは、むしろ、そうした様々なものを参照しつつ、全体として外れないようにするという趣旨が適当ではないでしょうか。本文中も参照という言葉がありましたので、言葉としては参照がいいのかなと思います。

上野委員がおっしゃっていたカーボンニュートラルのところですが、全く同感で、定義でいろいろ苦労するくらいだったら、言葉を換えてもいいだろうとも思います。実質的にやりたいことは、CO₂削減の取組を支援し、結果として排出削減することなので、言葉に捕らわれて中身を変えるというのはおかしい話で、本末転倒になるので、中身重視でい

けばいいのかなと思いました。ありがとうございます。

○有村座長 ありがとうございます。

それでは、吉高委員、森澤委員の順でお願いいたします。

○吉高委員 ありがとうございます。ヒアリングさせていただきまして、皆様のいろいろな御意見、本当にありがとうございました。私自身もほかの委員と同様でございまして、いまだ国際制度面で流動的なカーボン・クレジットに関しまして、今回のレポートの位置づけはガイドラインという形ではまず難しいであろうと思っております。まず、カーボン・クレジット活用の棚卸し、情報共有、そして将来的に企業にどんなリスクがあるのか認識することが重要であると思っております。

梶川様もおっしゃっておりましたけれども、カーボン・クレジットの意義は価格付けであり、それにより資金源の乏しい、CO2除去や吸収分野に資金を流すことが求められているところです。レポート骨子の意義そのものについては問題ないと思うのですが、2番目に省エネ、再エネに関して記載しているのはいかがでしょうか。記載内容は並列だとは思いますが、2番目に記載されますと重要と考えているのではないかと解釈され、これが英語版として出た場合には、国際的な捉え方と異なっていると解釈される可能性もあるので、少し留意が必要なのかなとは思いました。

次に各論点についてです。国際的制度が流動的な状況下、今の段階では、企業などカーボン・クレジットを使う側が選択できるとし、制度面で確立している部分を明確にし、何のリスクがあるかということを整理して指し示すということが重要だと思います。それは論点Bに関わることかと思えます。

そして、論点Cについてですが、カーボンフットプリント制度が我が国はあまり進んでおりません。カーボンフットプリントに関するデータは、企業活動のスコープ3に関わりますし、この制度を充実させていく必要があると思います。また、地域社会や日常生活にカーボン・クレジットの意義を張りつけていくかではこのデータがないと不透明ではないかと思っています。

論点Dに関しては、ここに書かれているとおりだと思ひまして、I P C Cなどによる公認削減（クレジット）ではないので、いかに国際的制度にどのようなステップで公式化していくかを、政府のほうで検討し整えていただければと思っております。

骨子の中で供給が少ないとあります。とはいえ、世界的には供給している事業者はたくさんあるので、活用側の事例だけではなく、どんな企業が供給側にいるのかなど情報とし

てあったほうがいいかと思っています。また、例えば、東京都などもクレジットの活用について整理をされているので、国内の事例としてあってもいいとは思っております。

基本的に一番大事なのは、最後の論点で、このレポートのメンテナンス、アップデートをどうするか、エコシステムをどうするかということです。あまりにも世界の動きが速く、政府の検討会で情報共有して検討していくような状況でなくなるのではないかというのが危惧するところでございます。TCFDもTCFDコンソーシアムができ、民間でアップデートされた情報が共有され提言などが発信されており、カーボン・クレジットもそのようなシステムを作りフォローしていかないとならないのかもしれないかもしれません。民間が独自にクレジットを活用していく間にどんな批判にさらされるかもしれません。政府がレポート発信、メンテナンスをするかどうか、政府と民間企業でカーボン・クレジットをどうしていかの体制などについて検討の必要があるかと思っています。

また、海外に対しての発信は重要で、その体制の整理も含めての発信だと思っております。以上でございます。ありがとうございます。

○有村座長 ありがとうございました。

では、森澤委員、よろしくお願いします。

○森澤委員 ありがとうございます。いろいろとまとまってきたといいますか、出てきた感じなのですが、このクレジットのレポートの骨子を拝見しまして、この骨子の中で、今、吉高さんもおっしゃったように、世の中の動きが速いわけです。国際的な動向というところ、おっしゃっていただいた国際イニシアティブ、これもどのようなところが今クレジットをめぐる動向という中では進んでいるのか、これを明確にさせていただくやはり参考になるかと思います。ここの中でも出していただいておりますSBTiもそうですけれども、確認したところ、一部カーボン・クレジットが使えるような状況になっています。除去クレジットについて長期目標としてネットゼロを実現するために限定的な使用、その何%ということが中和として認められているという状況で、SBTiのネットゼロの基準の中で認められているというのが分かった次第です。

そんなぐらいに、国際的な部分ということを書いていただくとしたら、あたかもSBTでクレジットが使えるのかというように誤解されてもいけないので、このクレジットのそういうレポートをつくっていただく部分の中ではそれをそれぞれ明確にさせていただきたい。その上で、この国内のクレジット、どのようなものが可能になってくるかということを考えていくのにつながっていくのかなと思っております。

質の担保されたもの、Bの部分だったと思いますが、この中で、質の担保されたものという、ざっくりと書いていらっしやいましたので、質の担保されたものということに関しましては、移行期において認められるのかどうか。移行期であっても、質の担保されたものの質はどこであって、それが認められるかどうかということも、いろいろなケース、事例を想定して出していただかないといけないかなと思います。

サプライチェーン排出への活用を認めてもいいのではないかという、これはまだ案でありますので、それを検討できるかどうかというところには、この文章からはまだそういう案がありますというぐらいでしかないものですから、そこはきっちりとしたものが必要になってくるかなと思います。

時間も大分迫ってしまして、皆さん大分お話しされたのでそれぐらいでいいのですけれども、需要側の意向として1点、このクレジットの検討会ではないですが、にわかに出てきたGXリーグというのが横にあって、これが何か不安でしょうがないのです。どういうものができてるのだらうと。このクレジットの検討会ができたものを、そっち側に使うことが可能だということになってくるのかと。それであれば、GXリーグがきちんとしたものかどうかというところが、この検討会ではないですけども、このクレジットの検討会自体にもちょっと不安になってくる部分です。

○有村座長 ありがとうございました。

私も委員なので、申し上げたいことがあります。5点ほどありまして、まず1点目は、論点A、Bに関わるところです。やはりクレジットの品質ということに対する懸念はあるというところで、例えば森林クレジットの永続性等に関して、保険的な制度を用意したりすることによって、そういったところの懸念を払拭するというようなことも検討していくことは有意義かなと思っております。それから、論点Dに関しましては、新しい技術のためにクレジットを組み合わせるということは非常に重要だと思います。ただ、価格の予見性などもありますので、補助金、財源が税になるのかどうなのかというところですが、両方組み合わせるという形で価格の予見性を保ちつつ、クレジット発生、供給にも貢献するといったようなところが大事と思っております。

3点目はレポートに関してですが、吉高委員からもありましたが、日本国内では、東京都でクレジットをやっておりますし、キャップ&トレードもやっております。国際発信するレポートということですので、ぜひ東京、埼玉の話はきちんと書き込んでやっていくということが大事かなと思いました。

それから、私自身がよく参加している日中韓カーボンプライシング・メカニズム・フォーラムというところでは、中国は特に日中韓でクレジット市場、排出権の取引市場を進めたいという意向を持っているように感じております。実際、国際的に見ても、カリフォルニアとケベックなど、そういった国際的な取引をしているところがあります。この東京でできるクレジット市場が、そういった国際的なハブになるのだということを明確にアピールするようなことも重要だろうと思っています。

5点目は、クレジット市場全体に関して、これがうまくいくには、やはり供給量がどのくらい出るのかといったところが大事だということで、その視点もとても大事だと思っております。

私の意見はここまでなのですが、さらに、上野委員、小田原委員からもう一回お話がということなので、1分程度でそれぞれおまとめいただけますでしょうか。

○上野委員　　すみません、上野です。時間がないようなので、手短かにコメントしたいと思います。

レポートのメンテナンスについて、国の制度に位置づける部分は、それぞれの制度の中に粛々と落とし込んでいく作業が、クレジット・レポートの作成とは別にあって、割と手堅い仕事として政府のほうであるのだらうなと思います。

それ以外の、国の制度に必ずしも位置づけられない部分での企業の自主的な取組については、やはりアジャイルというか足の速い取組が必要で、例えば様式2を活用したクレジット利用の報告が広がってくるのであれば、そういう事例の棚卸しや優良事例の紹介をやっていくのも良いかと思えますし、あと、他の委員の方々からも繰り返し話のあった海外動向は、高い頻度で変わってくるので、政府がまとめてプレゼン資料をつくって提示するなど、難しいのですが、日本の中で関心を持っているプレーヤーの方々が簡単にそれを理解できるようなものを用意するとよいのかなと思いました。

あと、吉高委員がおっしゃっていたカーボンフットプリントの件は、私も全く同感で、先ほど申し上げたクレジットを誰が償却するのかという話とカーボンフットプリントをクレジットで下げた製品を売買する話は、関係するのだけれども、ちょっと分けたほうがいいという気もしてきており、整理が必要なのではないかと思っております。

以上になります。

○有村座長　　ありがとうございました。

小田原委員、簡潔にお願いいたします。

○小田原委員　1点だけ、資料3頁3 論点Dの技術ベースでの除去クレジットの創出促進についてです。DACCS、BECCSはCCSが前提となっていますが、日本にCCS適地というのは極めて限定的だと考えられます。JCMで海外のCCSクレジット創出に取り組まれると理解していますが、加えて、民間ベースのCCSクレジットについてもCCS+イニシアティブでその方法論が検討されていますので、この民間の方法論を使った海外CCSクレジット事業についても、クレジットを日本持ち込むことを前提に日本政府の支援対象とできるようにご検討いただけるとありがたいと思います。

以上です。

○有村座長　ありがとうございました。

それでは、事務局、梶川室長から一言いただきたいと思います。

○梶川室長　梶川です。今日の議論で一言、こういう考え方で進められないかなと思っていることをお話ししますと、それぞれの個別の論点については、今日いただいた方向性を考えながら落とし込むところだと思うのですが、本質的に、吉高委員がおっしゃったことはすごく我々も考えていまして、例えばTSVCMは、この枠組みに国は入れないですね。TCFDも基本的には国が入っていないですね。ああいうメンバーには民間企業の方が入っているということで、このルールメイキングそのものが、国がやるという前に、民間で動いていくと。これをどのように国内制度に落とし込むかというのが、この脱炭素のルールメイキングで起こっていることだと思っています。

よって、この検討会も、それぞれの委員の方々はTSVCMのメンバーや、この分野で御活躍されている方々に入っていて、国際的にどういう議論がなされているのかということをインプットいただきつつ、国内の制度に落とし込んでいくというのが基本設計だと思っています。

よって、上野委員がおっしゃっていたように、国の制度、SHKだとか、あとはGXリーグ、不安だという話がありましたけれども、GXリーグでどのように扱っていくかというのは国の中で議論して、その中でのカーボン・クレジットの位置づけを明確にして、需要をしっかりと分かりやすくしていくというのはやりたいと思っています。

一方で、カーボン・クレジットの議論がどうなっていくか、TSVCM、GHGプロトコル、SBTi、この辺りについては何が起こっていくの、その中で日本に優位性がどこにあるのか、どういう発信をしていくべきかというのは、国だけでやるということとはかな

り難しいなと思っています。これは、我々、TCFDのコンソーシアムも、国でまずTCFD研究会をやり、ガイドンスをつくり、そのTCFDガイドンスをTCFDコンソーシアムに移管して、企業と国と一緒にメンテしながら対応策を考えるという動きでやっています。これは全てが理想どおりいくかということは難しいところがあるのですが、でも、実際は我々経産省の中で海外の動きを見る部分がある程度担ったりとか、一方で、国内で具体的に投資家と例えば事業会社の対話を進めるような取組をTCFDコンソーシアムでやったりとか、そういう官と民で共同してやっていくことで国際的な動きに対応していくというのがやっていることでございます。

よって、このクレジットのレポート及びカーボン・クレジットに関する部分も、今後、2050年に向けていろいろな議論が出てくると思っていまして、このレポートは、そういう意味であくまで棚卸し、何が起こっているかということを書きつつ、今後、官と民でどういう形で共同しながら、この分野に対応し、かつ日本としての優位性をしっかり見ていくかということが本質的な課題かなと思っています。よって、次回、レポートのドキュメンテーションということはやりますけれども、どういう仕掛けでこの分野を追っていくかということをもた議論させていただければ、大変ありがたいなと思っております。

詳細の論点についてはそれぞれいろいろな議論があると思いますけれども、基本的な考え方とか、この検討会をなぜやっているのかとか、今後どう進めるべきなのかというところについて、基本的な部分をちょっとお話しさせていただきました。すみません、以上です。

○有村座長 ありがとうございました。

最後に事務局より連絡事項などあればお願いしたいと思います。

○井上調整官 本日は活発な御議論、ありがとうございました。本日の議事録につきましては、事務局で取りまとめまして、皆様に御発言内容の確認をしていただいて、ホームページに掲載をさせていただきます。

次回の検討会は3月中旬辺りを予定しておりますので、また日程が決まりましたら御連絡をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

○有村座長 ありがとうございます。また忙しいスケジュールで、いろいろ準備が事務局はこれから忙しいかと思いますが、よろしくお願いいたします。

委員の皆様も御活発に御意見をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、本日はこちらで閉会といたします。本日は御参集いただきまして、誠にありがとうございました。

お問い合わせ先

産業技術環境局 環境経済室

電話：０３－３５０１－１７７０

FAX：０３－３５０１－７６９７